



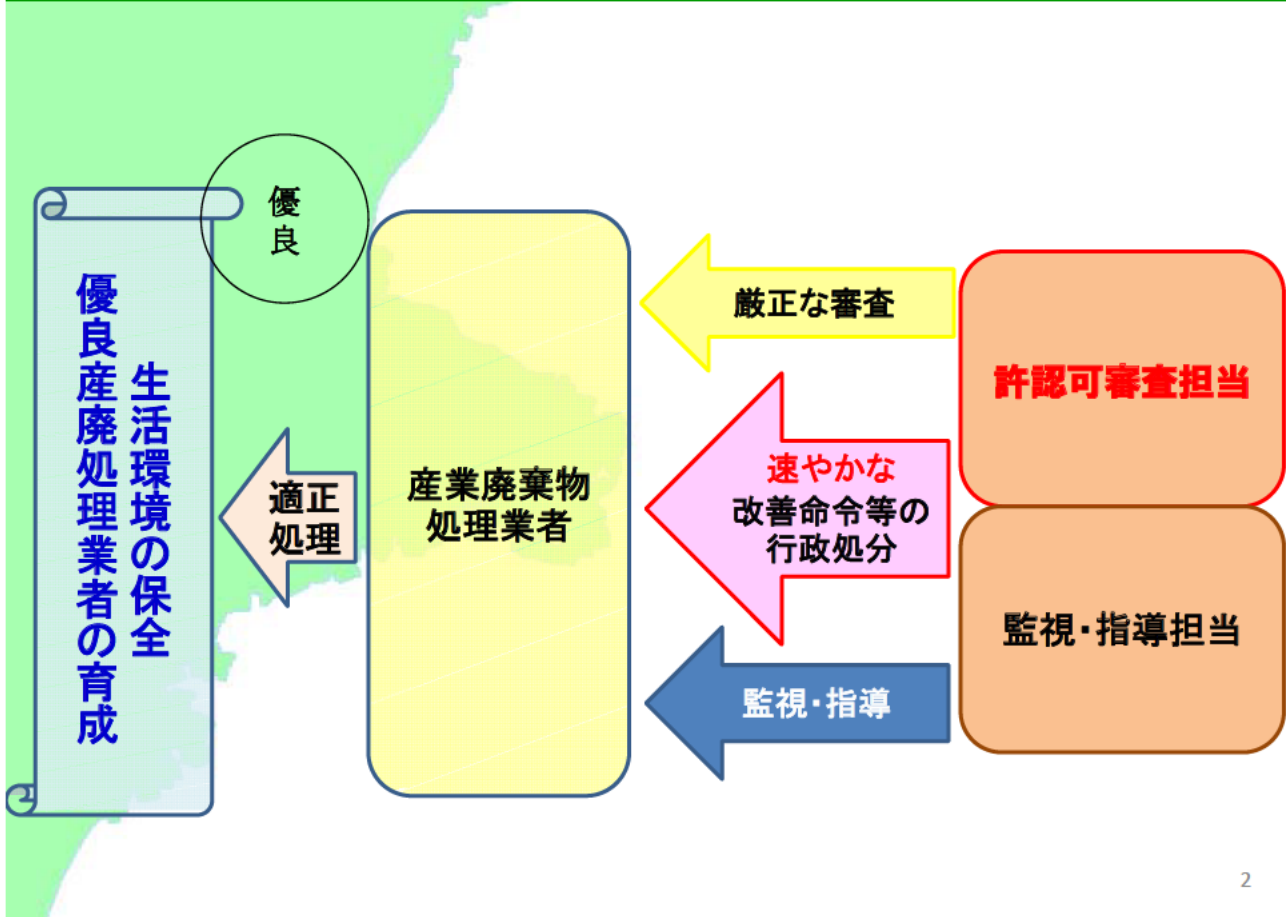
行政処分の実例からみる 適正処理

平成29年11月1日

三重県環境生活部 廃棄物対策局
廃棄物監視・指導課

1

適正処理の確保のために



2

行政処分と行政指導の違い

行政処分（不利益処分；行政手続法第2条第4号）

行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分

行政指導（行政手続法第2条第6号）

行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの

3

行政処分の指針（環境省通知）

1 行政処分の迅速化

- ① 違反行為（法又は法に基づく処分に違反する行為）を把握した場合には、生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大を防止するため速やかに行政処分を行うこと
- ② 処分者等が命令に従わない場合には命令違反として積極的に告発を行うこと
- ③ 捜査機関と連携しつつ、産業廃棄物処理業等の許可を速やかに取り消すこと

4

行政処分の指針(環境省通知)

2 行政指導

- ① 迅速かつ柔軟な対応が可能という意味で効果的であるが、相手方の任意の協力を前提とするものであり、相手方がこれに従わないことをもって法的効果を生ずることはなく、**行政処分の要件ではない**
- ② **行政指導を継続し、法的効果を有する行政処分を行わない結果、違反行為が継続し、生活環境の保全上の支障の拡大を招く**といった事態は回避されなければならない
- ③ 緊急の場合及び必要な場合には**躊躇することなく行政処分を行うなど、違反行為に対しては厳正に対処する**

5

行政処分の指針(環境省通知)

3 行政処分

- ① 改善命令(法第19条の3)
(特別管理)産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準が適用される者により、これに適合しない処理が行われた場合には、その適正な処理を確保するため、処理の方法の変更その他必要な措置を講ずるように命ずることができる

【罰則】

改善命令違反

3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科

6

行政処分実例(改善命令)

実例1

【概要】

- 産業廃棄物収集運搬(積替え・保管を含む。)と処分(廃プラスチック類の破碎、圧縮)業者へ立入検査を実施したところ、**処理基準以上の廃棄物を保管していることを現認**



- 廃棄物の保管量を測量したところ、**保管上限の約10倍保管**
- 全量撤去の警告文を発出するも、半年後の測量の結果、さらに増加したことから再警告
- 警告に従わず増減を繰り返したことから、3ヶ月後に**改善命令を発出**

7

【改善命令内容】

- 法第19条の3第2号に定める**改善命令**
 - 命令内容は以下のとおり
 - 履行期限:**1ヶ月間**
- 産業廃棄物収集運搬業で処理を受託した産業廃棄物について、**法第14条第12項で従わなければならないとされる産業廃棄物処理基準**である施行令第6条第1項第1号ホに**定める数量**を超えていることから、**適合する保管量**とすること
 - 保管量616m³を1日あたりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量以下(281.4m³以下、**直近3ヶ月の搬出量から算出**)とすること
- 産業廃棄物処分業で処理を受託した産業廃棄物について、**法第14条第12項で従わなければならないとされる産業廃棄物処理基準**である施行令第6条第1項第2号ロ(3)に**定める数量**を超えていることから、**適合する保管量**とすること
 - 保管量853m³を施設の1日あたりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量以下(240.7m³以下)とすること

8

行政処分の指針(環境省通知)

3 行政処分

② 措置命令(法第19条の5、19条の6)

- (特別管理)産業廃棄物処理基準又は保管基準に適合しない産業廃棄物の処理が行われた場合において、生活環境保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要な限度において、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じるように命ずることができる
- 排出事業者が産業廃棄物の発生から最終処分に至るまでの一連の処理の工程における処理が適正に行われるための必要な措置を講ずるとの注意義務に違反した場合には、委託基準や管理票に係る義務等に何ら違反していない場合であっても一定の要件の下に排出事業者を措置命令の対象とする

【罰則】

措置命令違反

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科

9

行政処分の指針(環境省通知)

3 行政処分

③ 産業廃棄物処理業の事業の停止及び許可の取消し

【例】

- ・改善命令違反 → 事業の許可の取消し
- ・措置命令違反 → 事業の許可の取消し
- ・委託基準違反 → 事業の許可の取消し
- ・管理票虚偽記載 → 事業の停止30日間

10

行政処分の指針(環境省通知)

3 行政処分

④ 報告の徴収(法第18条第1項)

産業廃棄物の適正な処理を確保するため、排出事業者、処理を業とする者又はその他の関係者に対して、廃棄物の処理等に関し、必要な報告を求めることができる

- 報告拒否又は虚偽報告 → 事業の停止30日間
- 度重なる報告拒否又は虚偽報告 → 事業の許可の取消し

【罰則】

報告を求めたにもかかわらず報告をしないか、又は虚偽の報告を行った場合 → 30万円以下の罰金

11

行政処分の指針(環境省通知)

4 立入検査(法第19条第1項)

産業廃棄物の適正な処理を確保するため、排出事業者、処理を業とする者又はその他の関係者の事務所、事業場その他の場所の土地もしくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物を無償で収去させることができる

- 拒否、妨害又は忌避 → 事業の停止30日間
- 度重なる拒否、妨害又は忌避 → 事業の許可の取消し

【罰則】

立ち入り検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合
→ 30万円以下の罰金

12

よく見受けられる違反事項

1 無許可変更

許可を受けないで、産業廃棄物の収集運搬、処分の事業の範囲を変更すること

【罰則】

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又は併科

→事業の許可の取消し、処理施設の許可の取消し

13

行政処分実例(無許可変更)

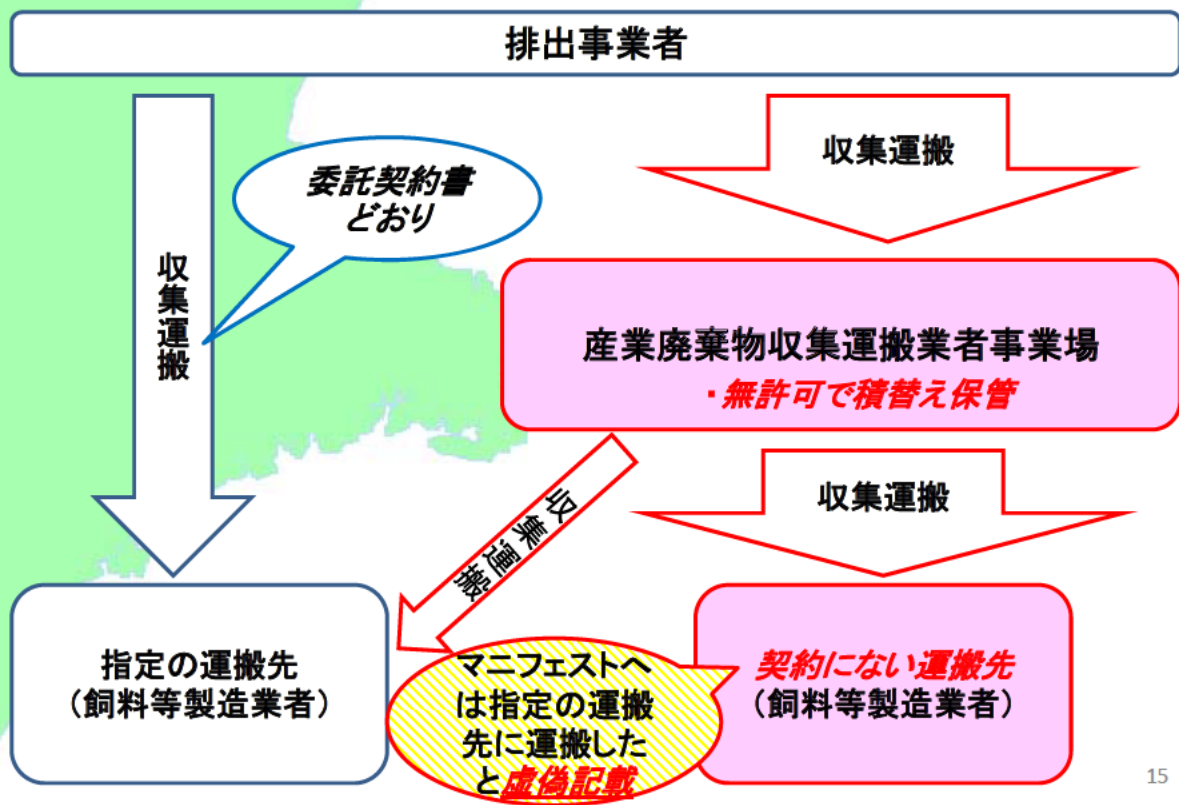
実例2

【概要】

- 産業廃棄物収集運搬(積替・保管を除く。)業者の事業場へ立入検査を実施したところ、収集運搬を受託した産業廃棄物(動植物性残さ)を保管していることを現認
- 関係者に対して廃棄物処理法第18条に基づき報告の徴収及び立入検査を実施し、受託した廃棄物を恒常的に積替え保管し、排出事業者指定の運搬先以外に売却し、マニフェストへ指定の運搬先に運び込んだと記載していたことを確認
- 当該廃棄物は運搬先で有価買取されるが、排出事業者は廃棄物として収集運搬を委託していること、運搬費が買取価格を上回ることから運搬中は産業廃棄物に該当
- 積替え保管の理由は、運搬先の受入基準に適合しているかを検品していたと主張



【概要】



15

【違反事項】

➤ マニフェストに虚偽の運搬先を記載

◆ 管理票の虚偽記載 (法第12条の3第4項)

処分受託者は、**当該処分終了したときは**、交付されたマニフェストに**必要事項を記載**して、期間内に管理票交付者に**送付しなければならない**。

✓ **運搬先を偽って**マニフェストへ指定の運搬先に運び入れたと**虚偽の記載**

➤ 許可を得ずに積替え保管を実施

◆ 産業廃棄物収集運搬業の無許可変更 (法第14条の2第1項)

事業の範囲を変更しようとするときは**許可**を受けなければならない

✓ 事業範囲に積替え保管を含まないにもかかわらず、**変更許可を得ずに積替え保管を実施**

➤ 行政処分 (法第14条の3の2第5号)

・**違反行為をしたときで、情状が特に重いときは、許可を取り消さなければならない**

➤ 行政処分の基準 (平成23年3月15日付け環境省通知、三重県行政処分要綱)

無許可変更 (法第25条第3号) …… 許可の取消し

16

よく見受けられる違反事項

2 委託基準違反

無許可業者等へ産業廃棄物等の処理を委託したこと

【罰則】

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又は併科

→事業の許可の取消し、処理施設の許可の取消し

17

行政処分事例(委託基準違反)

事例3

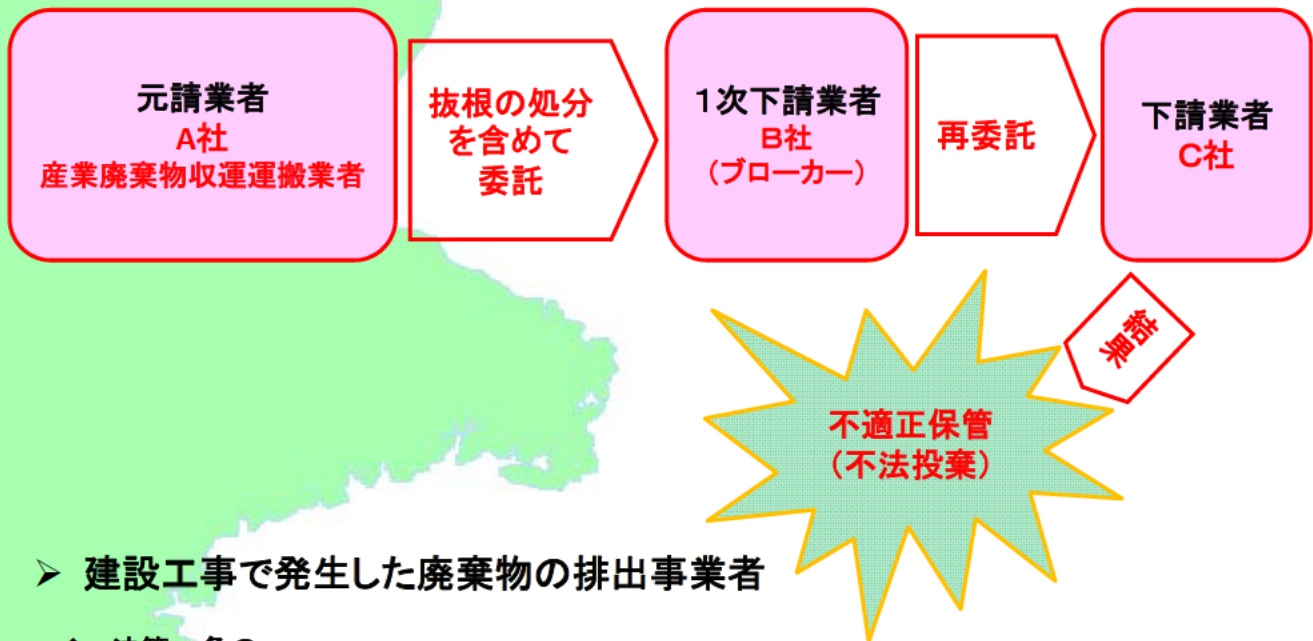
【概要】

- 産業廃棄物収集運搬業者A社が元請負業者として施工する造成工事現場で発生した木くずを不法投棄していると通報
- A社より伐採木は有価物として売却したが、抜根の処理を産業廃棄物処理業(収集運搬・処分)の許可を有しない1次下請B社へ伐採造成工事一式として委託
- 1次下請業者B社から許可を有しない2次下請C社に再委託
- 委託に際して、産業廃棄物処理委託契約書未締結
- 廃棄物の運搬に際して、産業廃棄物管理票未交付
- 抜根はC社の土場に不適正保管



18

【概要】



➤ 建設工事で発生した廃棄物の排出事業者

- ◆ 法第21条の3
- 建設工事が数次の請負によって行われる場合には、当該工事の注文者から直接請け負った者(元請負業者)を排出事業者とする。
- 下請負業者(元請負業者以外)に工事と併せて産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合、当該下請負業者は産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可が必要

19

【違反事項 A社】

➤ 無許可業者への処分委託

- ◆ 委託基準違反(法第12条第5項、第6項)
 - 産業廃棄物の処分を他人に委託するときは、産業廃棄物処分業者に委託しなければならない。
 - ✓ 産業廃棄物処分業の許可を有しない事業者へ委託
 - 処分を委託する場合には、委託契約を書面で行い、定められた事項が含まれ、かつ、定められた書類が貼付されていること
 - ✓ 委託契約書に必要な事項が含まれていない

➤ マニフェスト不交付

- ◆ 管理票交付義務違反(法第12条の3第1項)
 - 産業廃棄物を他人に委託する場合、産業廃棄物の引渡しと同時にマニフェストを交付しなければならない。
 - ✓ マニフェストを交付せずに産業廃棄物の引渡し

20

【違反事項 A社】

- 行政処分(法第14条の3第1号、第14条の3の2第5号)
 - 法の規定で、**違反行為をしたときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令することができる。**
 - また、**違反行為をしたときで、情状が特に重いときは、許可を取り消さなければならない。**

- 行政処分の基準(平成23年3月15日付け環境省通知、三重県行政処分要綱)
 - 無許可業者への委託(法第25条第6号)……………許可取消し
 - 委託契約書の未締結(法第26条第1号)……………許可取消し
 - 管理票交付義務違反(法第29条第3号)……………事業等の停止30日間

- 委託基準違反は、情状が特に重い違反に該当するが、過去に行政処分を受けておらず、速やかな是正措置及び再発防止策を講じ、生活環境保全上の支障を生ずるおそれがないことから事業停止90日間を命令

21

【違反事項 B、C社】

- 無許可で産業廃棄物の処分を受託
 - ◆ 無許可営業(法第14条第1項)
 - 産業廃棄物の収集・運搬又は処分を**業として行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない**
 - ✓ 産業廃棄物処分業許可を有していない
 - ◆ 受託禁止違反(法第14条第15項)
 - 産業廃棄物収集・運搬業及び処分業の**許可を有する者以外は、産業廃棄物の収集・運搬又は処分を受託してはならない**
 - ✓ 許可を有していないにもかかわらず処分を受託

- 行政処分
産業廃棄物に係る許可を有していないため**行政処分の対象外**

- 罰則
無許可営業(法第25条第1号違反)
受託禁止違反(法第25条第13号違反)
 - …**5年以下の懲役若しくは1千万以下の罰金又は併科**

22

よく見受けられる違反事項

3 再委託基準違反

受託した産業廃棄物の収集運搬及び処分を、自ら行わずに他人に委託した

【罰則】

3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又は併科

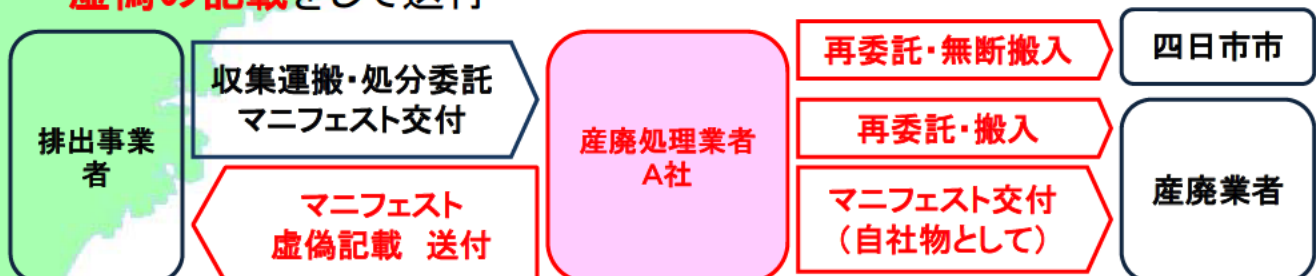
→事業の許可の取消し、処理施設の許可の取消し

行政処分実例(再委託基準違反①)

実例4

【概要】

- 産業廃棄物処理(収集運搬、処分)許可を有するA社が、同社が排出事業者から処理委託された**産業廃棄物**について、四日市市の**一般廃棄物処理施設へ搬入**して処理しており、マニフェストは同社で処理したように**虚偽記載**しているとの通報
- 調査の結果、自社で処分するとして受託した産業廃棄物を四日市市の一般廃棄物処理施設へ**搬入**していること、他の産業廃棄物処理業者へも**搬入**していることを現認
- 搬出事業者から交付されたマニフェストは、自社で処分を行った**虚偽の記載**をして送付



【違反事項 A社】

➤ 排出事業者が無断での再委託

◆ 再委託基準違反(法第14条第16項)

- 受託した産業廃棄物の**収集運搬又は処分を再委託してはならない**
- ✓ 自社で処分することなく**四日市市及び他の産業廃棄物処分業者で処分**
- 再委託する場合には**事業者の承諾等の基準に適合する必要**
- ✓ 事業者の**承諾等は一切無い**

➤ マニフェスト虚偽記載

◆ 管理票虚偽記載(法第12条の3第4項)

- 受託した産業廃棄物の**処分が終了したときは必要事項を記載し、管理票交付者に送付しなければならない**
- ✓ 自社で処分をしていないのに、**自社で処理したとして虚偽の記載**
- ✓ **虚偽記載したマニフェストを事業者へ送付**

25

【違反事項 A社】

➤ 行政処分(法第14条の3第1号、第14条の3の2第5号)

- 法の規定で、**違反行為をしたときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令することができる。**
- また、**違反行為をしたときで、情状が特に重いときは、許可を取り消さなければならない。**

➤ 行政処分の基準(平成23年3月15日付け環境省通知、三重県行政処分要綱)

再委託基準違反(廃棄物処理法第26条第1号)……………許可取消し

管理票虚偽記載(廃棄物処理法第29条第6号)……………事業等の停止30日間

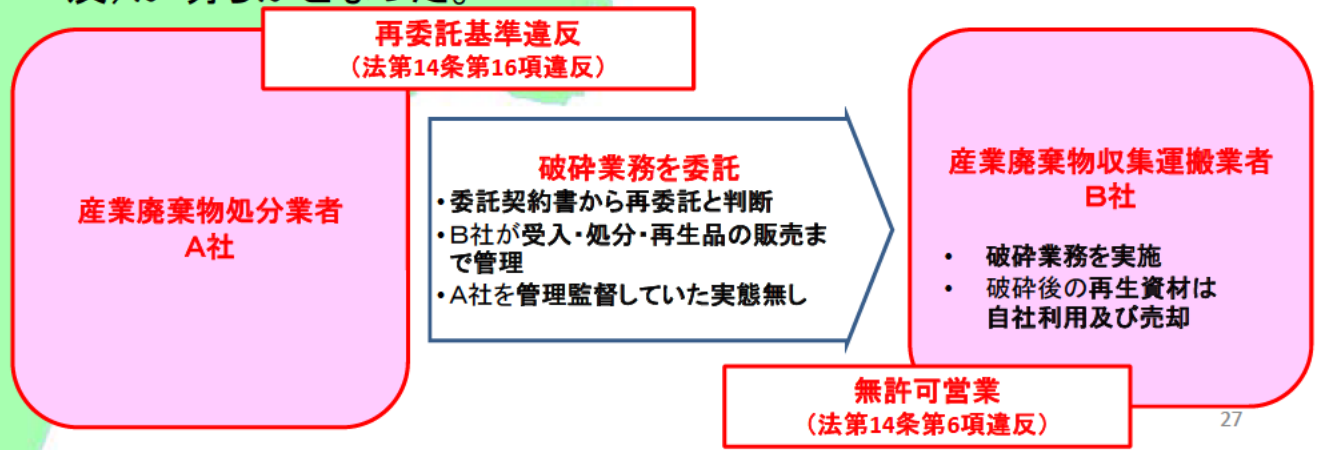
26

行政処分実例(再委託基準違反②)

実例5

【概要】

- 産業廃棄物処分業者A社から産業廃棄物処分業(有効期間5年)の更新申請があったことから、平成28年9月29日、審査のために地域環境室が立入検査の際に、A社と産業廃棄物収集運搬業者B社とのがれき類の破碎作業に係る業務委託契約書が提示された。
- 当該業務委託契約書の内容及び報告徴収の回答等からA社は、受託した廃棄物の処理をB社に委託している実態(再委託禁止違反)が明らかとなった。



【違反事項 A社】

➤ 排出事業者が無断での再委託

◆ 再委託基準違反(法第14条第16項)

- 受託した産業廃棄物の**収集運搬又は処分を再委託してはならない**
 - ✓ 自社の処理施設をB社に貸し、処分を委託
 - ✓ A社は管理監督をしておらずB社が主体的に事業を実施
- 再委託する場合には**事業者の承諾等の基準に適合する必要**
 - ✓ 事業者の**承諾等は一切無い**

➤ 行政処分(法第14条の3第1号、第14条の3の2第5号)

- 法の規定で、**違反行為をしたときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令することができる。**
- また、**違反行為をしたときで、情状が特に重いときは、許可を取り消さなければならない。**

➤ 行政処分の基準(平成23年3月15日付け環境省通知、三重県行政処分要綱) 再委託基準違反(法第26条第1号)……………許可取消し

- 再委託基準違反は、情状が特に重い違反に該当するが、過去に行政処分を受けておらず、速やかなる正措置及び再発防止策を講じ、生活環境保全上の支障を生ずるおそれがないことから事業停止90日間を命令

【違反事項 B社】

- 無許可で産業廃棄物の処分を受託
 - ◆ 無許可営業(法第14条第6項)
 - 産廃の処分を業として行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない
 - ✓ 廃棄物の受入・破碎作業・製品管理はB社が実施
 - ✓ 産業廃棄物処分業許可を有していない
 - ◆ 受託禁止違反(法第14条第15項)
 - 産業廃棄物処分業の許可を有する者以外は、処分を受託してはならない
 - ✓ 許可を有していないにもかかわらず処分を受託
- 行政処分(法第14条の3第1号、第14条の3の2第5号)
 - 法の規定で、違反行為をしたときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令することができる。
 - また、違反行為をしたときで、情状が特に重いときは、許可を取り消さなければならない。
- 行政処分の基準(平成23年3月15日付け環境省通知、三重県行政処分要綱)
無許可営業(法第25条第1号)……………許可取消し
 - 無許可営業は、情状が特に重い違反に該当するが、過去に行政処分を受けておらず、速やかな是正措置及び再発防止策を講じ、生活環境保全上の支障を生ずるおそれがないことから事業停止90日間を命令

29

よく見受けられる違反事項

- ### 4 管理票交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載違反
- 産業廃棄物等管理票を交付せず、又は必要な事項を記載せず、もしくは虚偽の記載をしたこと

【罰則】

6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

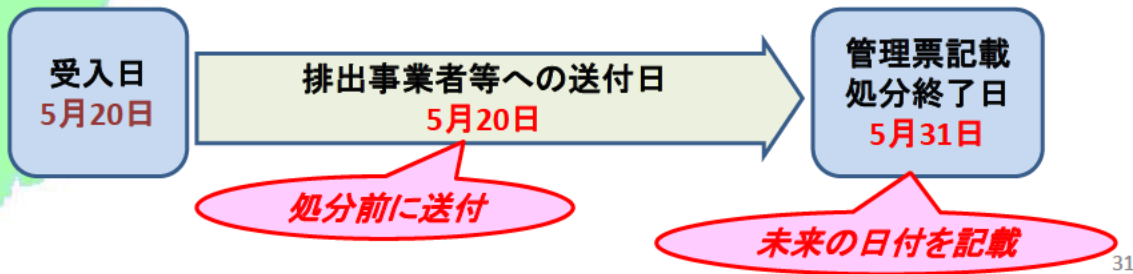
→事業の停止30日間、処理施設の使用停止30日間

30

行政処分実例(虚偽管理票写しの送付) 実例6

【概要】

- 産業廃棄物中間処分業者への立入検査で産業廃棄物管理票(マニフェスト)を確認
- 中間処理前の**廃棄物が保管**されているにもかかわらず、当日受入れた廃棄物も含めて、全ての**マニフェストが既に排出事業者及び収集運搬業者へ送付済み**
- また、マニフェストの処分終了年月日に**未来の日付が記載**
- 排出事業者への立入検査で、未来の日付が記載されたマニフェストが保管されていることを確認



31

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票			
付年月日	平成 年 月 日	交付番号	20398089994
整理番号		交付担当者	氏名
排出事業者	氏名又は名称 住所 〒 電話番号	事業場	名称 所在地 〒 電話番号
産業廃棄物	種類(普通の産業廃棄物)		種類(特別管理産業廃棄物)
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス、陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鋳さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石棉等
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鋳さい(有害)	
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり		
終処分場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり		
運搬受託者	氏名又は名称 住所 〒 電話番号	運搬受託者(処分業者)	名称 所在地 〒 電話番号
処分受託者	氏名又は名称 住所 〒 電話番号		
担当者	氏名	受領印	運送年月日 平成 年 月 日
分担当者	氏名	受領印	処分年月日 平成 年 月 日
処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)		
照合確認	B2票	平成 年 月 日	
	D票	平成 年 月 日	
	E票	平成 年 月 日	

処分終了年月日に未来の日付けを記載し、受入時に収集運搬業者にC2票と併せてD票、E票も返送

32

【違反事項】

➤ 処分が完了する前に未来の日付を記載したマニフェストを送付

◆ 虚偽の管理票の交付等禁止（法第12条の4第3項）

運搬受託者又は処分受託者は、受託した産業廃棄物の運搬又は処分を
終了していないにもかかわらず、マニフェストの送付をしてはならない

✓ 処分が終了する前(未来の日付を記載)に排出事業者等へ送付

➤ 行政処分（法第14条の3第1号、第15条の2の7第3号）

法の規定で、違反行為をしたときは、期間を定めてその事業の全部又は一
部の停止を命令することができる

➤ 行政処分の基準（平成23年3月15日付け環境省通知、三重県行政処分要綱）

虚偽管理票写しの交付(法第29条第10号) ……事業等の停止30日間

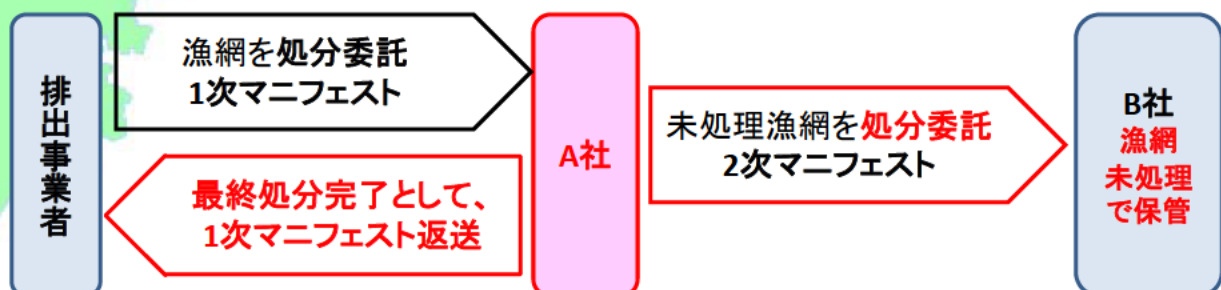
33

行政処分実例（管理票虚偽記載等）

実例7

【概要】

- 産業廃棄物中間処分業者B社への立入検査において、処理が困難な廃棄物（漁網）が保管されていたので、マニフェストの事業者（排出者）である産業廃棄物中間処分業者A社へ立入検査を実施
- A社は、中間処分で受入れた漁網を処理が困難だったことから、B社へ未処理のまま中間処理後の廃棄物として処分を委託
- A社で当該廃棄物のマニフェストを確認したところ、既に中間処分完了後に返却するD票及び最終処分終了後に返却するE票が既に返送済み
- D票には自社で処分していないにもかかわらず中間処理をしたとして、E票の最終処分場所欄には、B社とは別の最終処分業者名等を記載して排出事業者へ送付



産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

付年月日	平成 年 月 日	交付番号	20398089994	整理番号		交付担当者	氏名	
事業主 (排出者)	氏名又は名称			名称				
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号				
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)			<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)			数量(及び単位)	荷姿
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	産業廃棄物の名称			有害物質等
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 びん・ガラス・陶磁器(くず)	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)				
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鋳さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)	処分方法			
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)				
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)	備考・通信欄			
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)				
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)				
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等					
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石棉等					
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥						
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鋳さい(有害)						
間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
最終処分場	名称/所在地/電話番号 他社に再委託したが、自社で処分したと虚偽の記載							
運搬受託者	氏名			名称				
処分受託者	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号				
搬出担当者	氏名			氏名				
分担当者	住所 〒 電話番号			住所 〒 電話番号				
最終処分場所	名称/所在地/電話番号			名称/所在地/電話番号				
直行用)	発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会			R100				

虚偽の最終処分先を記載し、排出事業者にE票返送

処分が終了していないにもかかわらず処分終了したとして虚偽記載し、D票返送

【違反事項】

➤ 処分が完了する前にマニフェストを送付

◆ 虚偽の管理票の交付等禁止(法第12条の4第3項)

運搬受託者又は処分受託者は、受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、マニフェストの送付をしてはならない

✓ 再委託し、処分が終了する前にマニフェストを排出事業者へ送付

➤ 虚偽の処分年月日及び最終処分場所を記載したマニフェストを送付

◆ 管理票の虚偽記載(法第12条の3第4項)

処分受託者は、当該処分終了したときは、交付されたマニフェストに必要事項を記載して、期間内に管理票交付者に送付しなければならない。

✓ マニフェストに処分が終了していないにもかかわらず自社で中間処分を行ったと虚偽記載、また、最終処分先及び最終処分年月日を虚偽の記載

【違反事項】

- 行政処分(法第14条の3第1号、第15条の2の7第3号)
法の規定で、**違反行為をしたときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令することができる**
- 行政処分の基準(平成23年3月15日付け環境省通知、三重県行政処分要綱)
管理票虚偽記載(法第29条第6号) ……事業等の停止30日間
虚偽管理票写しの交付(法第29条第10号) ……事業等の停止30日間

37

よく見受けられる違反事項

5 投棄禁止

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

【罰 則】

- 5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこの併科
- 法人や個人の事業に関して不法投棄を行った場合、行為者のほかに **法人……3億円以下の罰金**

→事業の許可の取消し、処理施設の許可の取消し

38

県警逮捕実例(投棄禁止違反)

実例8

【概要】

- 平成28年5月16日、住民から四日市市に苦情(野外焼却)があり、市で現地確認を行ったところ、穴を掘って**野外焼却**していたことから、市から県に連絡
- 平成28年5月19日、県(四日市環境室)により、現地確認を実施したところ、**野外焼却跡**及び**建設廃材(がれき、瓦、木くず等)**が**不法投棄**されている状況を確認

経緯

- 5月19日～5月30日 調査
- 5月31日 四日市北署に情報提供
- 7月28日 県警による現場検証
県監視・指導課による測量
- 9月15日 四日市北署が不法投棄、
不法焼却の疑いで**逮捕**
- 9月30日 **罰金100万円**の略式命令



よく見受けられる違反事項

6 焼却禁止

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

【罰則】

- 5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこの併科

→事業の許可の取消し、処理施設の許可の取消し

行政処分事例(焼却禁止違反)

事例9

【概要】

- 産業廃棄物処分業者へ立入検査を実施したところ、ドラム缶状の容器で**木くず等を焼却処理**していることを現認
- 直ちに**地域警察署へ通報**
- 従業員から社長の指示で選別した**木くずを約14kg野外焼却**した旨を聴取
- 翌日、同社社長から、焼却物は県内の家屋解体で発生した産業廃棄物の木くずである旨、過去に従業員に対して暖を取る目的での野外焼却を指示した旨を聴取
- 当日は外気温25℃を超える夏日であり、**暖を必要とする気候**ではなかった



【違反事項】

➤ 木くずの野外焼却

◆ 焼却禁止(法第16条の2)

- **何人も**、定められた方法による場合を除き、**廃棄物を焼却してはならない**
 - ✓ 基準に合わないドラム缶状の容器での焼却
 - ✓ 当日の気温から暖を取るためのたき火等と認められない

➤ 行政処分(法第14条の3の2第5号)

- **違反行為をしたときで、情状が特に重いときは、許可を取り消さなければならない**

➤ 行政処分の基準(平成23年3月15日付け環境省通知、三重県行政処分要綱) 不法焼却(法第25条第15号)……………許可の取消し

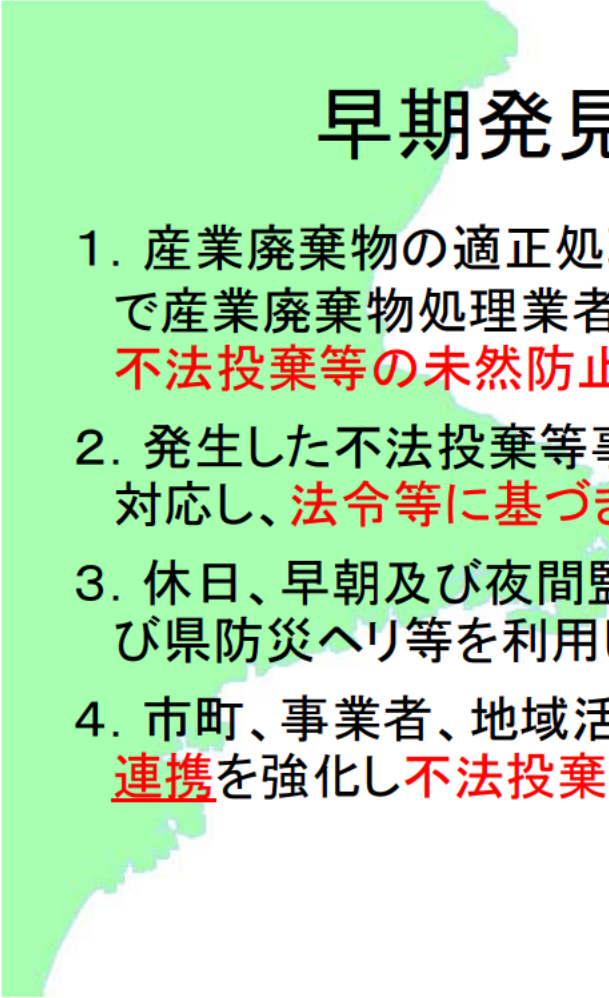
野外焼却や不法投棄の疑いがあった場合は、

警察と連携して対応!



今後の対応方針

43



早期発見、早期是正

1. 産業廃棄物の適正処理を推進するため、20名体制で産業廃棄物処理業者等に対する監視・指導を行い、**不法投棄等の未然防止**に努める
2. 発生した不法投棄等事案については、迅速、的確に対応し、**法令等に基づき厳正に対処**する
3. 休日、早朝及び夜間監視や運搬車両の路上検査及び県防災ヘリ等を利用した空中からの監視を実施する
4. 市町、事業者、地域活動団体等**さまざまな主体との連携**を強化し**不法投棄を許さない社会づくり**を進める

44